

## 住宅用家屋証明発行要件等

租税特別措置法	同法施行令	登記内容		軽減税率	要件（抜粋）
第72条の2 第74条 第74条の2	第41条	自己建築の住宅用家屋の所有権保存登記	下記以外	4/1000 → 1.5/1000	① 適用期限 令和4年3月31日までに新築又は取得 但し、認定長期優良住宅に関する特例、認定低炭素住宅に関する特例及び特定の増改築等がされた家屋は令和4年3月31日まで ② 建築年数 新築後25年以内：構造が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造のもの 新築後20年以内：①以外のもの（軽量鉄骨造を含む） ③ 建築年数の例外 ②の年数経過後でも、新耐震基準を満たすことの証明又は住宅性能評価書の写しがあれば適用 ④ 床面積 50㎡以上（上限はなし） ⑤ 区分所有建物は耐火・準耐火構造であること 登記記録の構造欄その他の記録内容から耐火建築物及び準耐火建築物に該当する区分建物であることが明らかな場合は、当該家屋の登記事項証明書、登記完了証又は登記済証をもって確認する。低層集合住宅に適合するものであることの確認は、国土交通大臣が交付した当該家屋が低層集合住宅に該当する旨の認定書が必要 ⑥ 新築又は取得後1年以内の登記であること
			長期優良	4/1000 → 1/1000	
			認定低炭素	4/1000 → 1/1000	
第72条の2 第74条 第74条の2	第41条	建築後使用されたことのない住宅用家屋の所有権保存登記	下記以外	4/1000 → 1.5/1000	
			長期優良	4/1000 → 1/1000	
			認定低炭素	4/1000 → 1/1000	
第73条 第74条 第74条の2	第41条	建築後使用されたことのない住宅用家屋の所有権移転登記	下記以外	20/1000 → 3/1000	
			長期優良	戸建 2/1000 マンション 1/1000	
			認定低炭素	20/1000 → 1/1000	
第73条	第42条 第1項	建築後使用されたことのある住宅用家屋の所有権移転登記 ※原因は売買又は競落のみ	共通	20/1000 → 3/1000	
第74条の3	第42条の2 の2	宅地建物取引業者が増改築等をした使用されたことのある住宅用家屋の所有権移転登記 ※原因は売買又は競落のみ	共通	20/1000 → 1/1000	
第75条	上記証明による	抵当権設定登記	共通	4/1000 → 1/1000	

お問い合わせ先：川西市役所資産税課

電話 072-740-1133（直通）